

沖縄総合事務局における 港湾・空港工事に関する入札・契約の概要 (総合評価落札方式について)

令和4年4月
沖縄総合事務局
開発建設部 港湾空港品質確保室

令和4年度の変更点

- ・ 政府調達(WTO対象)の対象工事金額
- ・ 賃上げを実施する企業に対する加点措置
- ・ 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度
- ・ チャレンジ型の基本配点の見直し
- ・ 建設マスターの活用の評価
- ・ オーバースペック事例集(沖縄総合事務局港湾空港関係)

政府調達(WTO対象)の対象工事金額

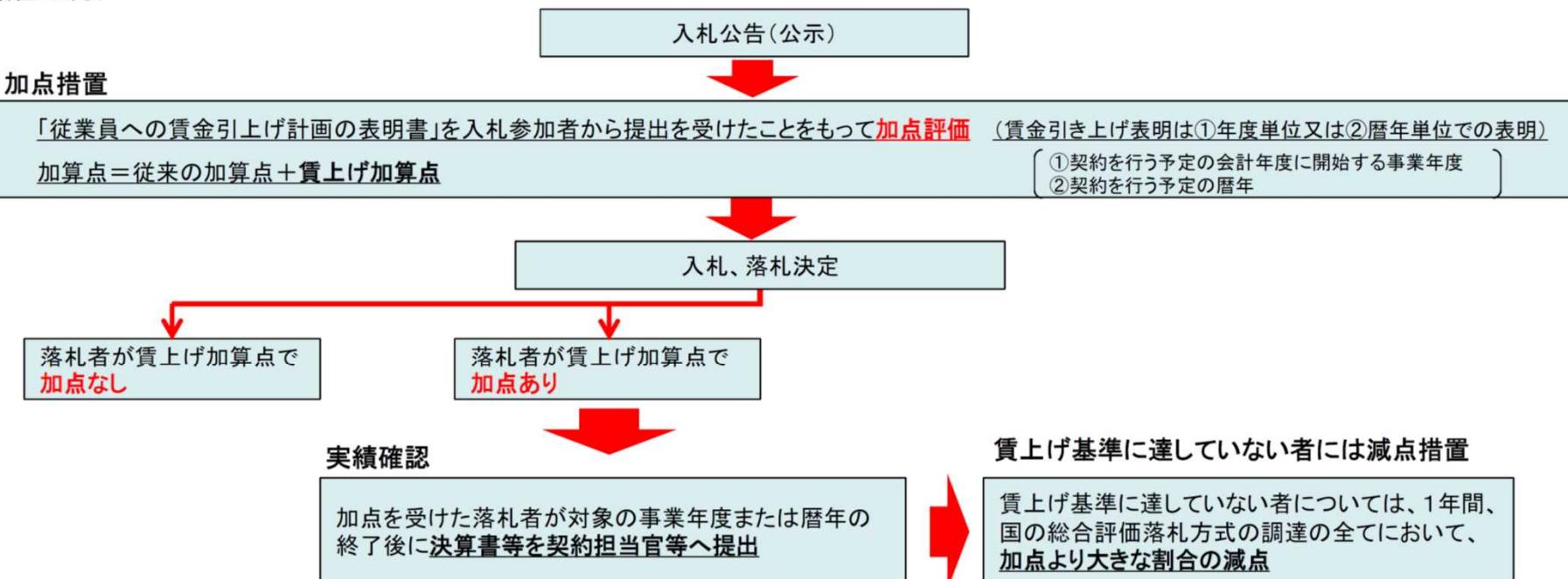
令和4年1月24日財務省告示第21号に基づき、政府調達(WTO対象)の対象工事金額を**6. 8億円**とする。

工事種別	入札契約方式	工事規模(予定価格)	等級	備考
港湾土木工事 空港等土木工事 港湾等しゅんせつ工事	一般競争 (政府調達)	6. 8億円以上	—	
		5. 0億円以上 6. 8億円未満	A	
	一般競争	9, 000万円以上 5. 0億円未満	B	
		9, 000万円未満	C	
港湾等鋼構造物工事	一般競争 (政府調達)	6. 8億円以上	—	
		3, 700万円以上 6. 8億円未満	A	
		3, 700万円未満	B	
空港等舗装工事	一般競争 (政府調達)	6. 8億円以上	—	
		1. 2億円以上 6. 8億円未満	A	
	一般競争	5, 000万円以上 1. 2億円未満	B	
		5, 000万円未満	C	

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

加点イメージ(工事の場合の例)



加算点の合計の5%以上となるよう加点の配点を設定 例：加算点が従来40点満点の場合：3点（3点／43点＝約7%）

■加算点の配点例（国土交通省直轄工事における総合評価方式の適用ガイドラインにおける「施工能力評価型II型」の例）

評価項目		評価基準		配点	
①企業の能力等	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事（※1）の実績あり	8点	20点	8点
		同種性が認められる工事（※2）の実績あり	0点		
	同じ工種区分の 2年間の平均成績	80点以上	8点		8点
		75点以上80点未満	5点		
		70点以上75点未満	2点		
		70点未満	0点		
	表彰（同じ工種区分の過去2年間の工事を対象）	表彰あり	4点		4点
		表彰なし	0点		
②技術者の能力等	過去15年間の同種工事実績	より同種性の高い工事において、監理（主任）技術者として従事	8点	20点	8点
		より同種性の高い工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事又は同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者として従事	4点		
		同種性が認められる工事において、現場代理人あるいは担当技術者として従事	0点		
	同じ工種区分の 4年間の平均成績	80点以上	8点		8点
		75点以上80点未満	5点		
		70点以上75点未満	2点		
		70点未満	0点		
	表彰 ＊同じ工種区分の過去4年間の工事を対象	表彰あり	4点		4点
		表彰なし	0点		
賃上げを実施する企業に対する加点			3点		

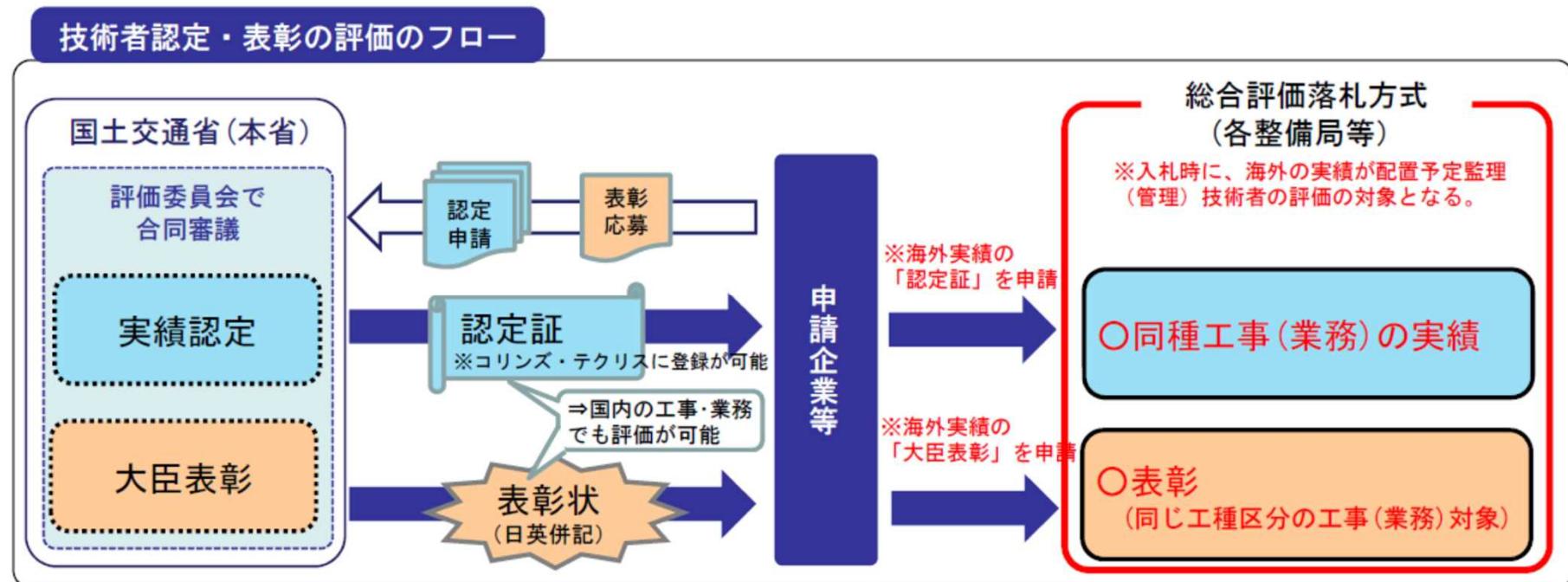
賃上げを実施する企業に対する加点措置

沖縄総合事務局(港湾空港関係)が発注する工事における総合評価落札方式の各タイプの標準的な配点は下表のとおりとする。なお詳細は各工事の入札説明書による。

	加 算 点					合 計	賃上げ未達成の企業に対する減点
	企業の能力等	技術者の能力等	地域精通度・貢献度等	施工計画技術提案	賃上げを実施する企業に対する加点		
施工能力評価型(Ⅱ型)		40			3.0	43	-4.0
施工能力評価型(Ⅰ型)		40			3.0	43	-4.0
施工計画重視型		40			3.0	43	-4.0
チャレンジ型		40			3.0	43	-4.0
技術提案評価型(S型)		60			4.0	64	-5.0
WT0技術提案評価型(S型)		60			4.0	64	-5.0

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

国内外の技術者の相互活用を促進する環境整備の一環として、海外認定・表彰制度により、認定・表彰された実績を、港湾空港等工事における総合評価落札方式での評価の対象とする。



① 同種工事の実績（企業）

1. 対象工事

すべての工事

2. 評価項目及び配点の基本的な考え方

海外認定・表彰制度により認定された港湾空港関係の発注工事の実績を、国内の実績と同様に企業の能力等において評価する。

評価項目	評価基準	基本配点	備考
同種工事の施工経験	(より同種工事) 総合事務局(開発建設部)・国土交通省の実績あり	4.0	
	(より同種工事) 旧公団等・沖縄県(那覇港管理組合含む)、 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度 の実績あり	3.0	
	(より同種工事) 県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり	2.0	
	(同種工事) 総合事務局(開発建設部)・国土交通省の実績あり	3.0	
	(同種工事) 旧公団等・沖縄県(那覇港管理組合含む)、 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度 の実績あり	2.0	
	(同種工事) 県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり	1.0	
	上記以外(一次下請け実績を含む)の実績あり	0.0	

※認定証の写し及び当該工事の内容について確認できる日本語で記載された資料を確認する。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度

① 同種工事の実績（配置予定技術者）

1. 対象工事

すべての工事

2. 評価項目及び配点の基本的な考え方

海外認定・表彰制度により認定された港湾空港関係の発注工事の実績を、国内の実績と同様に技術者の能力等において評価する。

評価項目	評価基準	基本配点	備考
同種工事の施工経験	(より同種工事・役職経験有り) 総合事務局(開発建設部)・国土交通省の実績あり	8.0	
	(より同種工事・役職経験無し) 総合事務局(開発建設部)・国土交通省の実績あり	6.0	
	(より同種工事・役職経験有り) 旧公団等・沖縄県(那覇港管理組合含む)、 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度 の実績あり	6.0	
	(より同種工事・役職経験無し) 旧公団等・沖縄県(那覇港管理組合含む)、 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度 の実績あり	4.0	
	(より同種工事・役職経験有り) 県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり	4.0	
	(同種工事・役職経験有り) 総合事務局(開発建設部)・国土交通省の実績あり	6.0	
	(同種工事・役職経験無し) 総合事務局(開発建設部)・国土交通省の実績あり	4.0	
	(同種工事・役職経験有り) 旧公団等・沖縄県(那覇港管理組合含む)、 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度 の実績あり	4.0	
	(同種工事・役職経験無し) 旧公団等・沖縄県(那覇港管理組合含む)、 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度 の実績あり	2.0	
	(同種工事・役職経験有り) 県内市町村・他省庁・県外自治体の実績あり	2.0	
上記以外(一次下請け実績を含む)の実績あり		0.0	

※認定証の写し及び当該工事の内容について確認できる日本語で記載された資料を確認する。

② 表彰（配置予定技術者）

1. 対象工事

WTO対象工事を除くすべての工事

2. 評価項目及び配点の基本的な考え方

海外認定・表彰制度により表彰された港湾空港関係の発注工事の実績を、国内の表彰と同様に技術者の能力等において評価する。ただし、同一の工事種別の工事における表彰に限る。

評価項目	評価基準	基本配点	備考
表彰	海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞又は 局長表彰の実績あり	2.0	
	海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞 又は事務所長表彰の実績あり	1.0	
	なし	0.0	

※認定証及び表彰状の写し及び当該工事の内容について確認できる日本語で記載された資料を確認する。

※発注工事と同一の工事種別の工事における表彰を対象とする。

チャレンジ型の基本配点の見直し

担い手確保や地域企業の活躍機会、若手や女性の活躍機会の確保を図ることを目的とした「チャレンジ型」について、一層の機会拡大のため、基本配点の見直しを行う。

評価項目	基本配点		備考
	現行	改正	
企業の能力等	2.5	5	12.5%(修正)
施工実績	2.5	5	
成績	0	0	
表彰	0	0	
技術者の能力等	7.5	10	25.0%(修正) 技術者の成績は 配点しない(修正)
施工経験	3	8	
成績	4	0	
表彰	0	0	
CPD	0.5	2	
地域精通度・貢献度等	5	5	12.5%
施工計画	25	20	50.0%(修正)
合計	40	40	

建設業における担い手育成等の推進を図るため、建設マスター（又は、建設ジュニアマスター）に関して、港湾空港等工事における総合評価落札方式の総合評価項目に追加する。

1. 対象工事

WTO対象工事を除く主作業船を使用する工事

2. 評価項目及び配点の基本的な考え方

指定された工種の全期間において、元請け又は、下請けの配置予定現場従事者が、対応する工種の建設マスター（又は、建設ジュニアマスター）を1名以上配置している場合、地域精通度・貢献度等において加点評価する。

評価項目	評価基準	基本配点	備考
登録海上起重基幹技能者、建設マスターの活用	○○工で登録海上起重基幹技能者を配置	1.0	
	○○工で建設マスター（又は、建設ジュニアマスター）を配置		
	登録海上起重基幹技能者、建設マスター（又は、建設ジュニアマスター）の配置なし	0.0	

※建設マスター（又は、建設ジュニアマスター）の証明資料として「顕彰状」の写しを確認する。

※配置予定現場従事者は、元請又は下請企業と直接的かつ恒常的な雇用関係であること。

※配置予定現場従事者は、当該工事における指定の工種の全施工期間に従事すること。

※履行が認められなかった場合は、入札説明書の記載に基づき工事成績評定を減点する場合がある。

※主要工種に対応する職種は入札説明書による。（下表は適用例）

配置を求める工種	対応する建設マスター等の職種
浚渫工	建設機械運転工（海上工事）、浚渫工
ケーソン、ブロック等据付	建設機械運転工（海上工事）、潜水士（※潜水作業のある場合）
海上地盤改良工	建設機械運転工（海上工事）

国土交通省各地方整備局等(港湾空港関係)が発注する総合評価落札方式の工事において、過度な費用のかかる技術提案(オーバースペック)及び過度な費用がかからないが、効果が特記仕様書と同程度の技術提案(標準的項目)と考えられるものを「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」として国土技術政策総合研究所HPで公表しているところ。

- 「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」(H23.8.3)

<https://www.ysk.nirim.go.jp/kakubu/kouwan/sekou/overspec.htm>

この度、沖縄総合事務局管内の地域性等を考慮し、沖縄総合事務局(港湾空港関係)が発注する総合評価落札方式の工事における「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例」を新たに設定したため下記HPで公表する。

- 「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例(沖縄総合事務局(港湾空港関係))」(R4.4.1)

<http://www.ogb.go.jp/kaiken/6684>